

北海道アルコール健康障害対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に基づき、本道における総合的なアルコール健康障害対策の推進を図るため、北海道アルコール健康障害対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アルコール健康障害対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 北海道アルコール健康障害対策推進計画に関すること。
- (3) その他前号に掲げる事項に関し、必要なこと。

(構成機関)

第3条 推進会議の構成は、次に掲げる機関・団体の中から保健福祉部長が決定する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 大学研究機関
- (3) 警察・消防機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 当事者団体・回復施設
- (6) 酒類製造販売業関係団体
- (7) その他保健福祉部長が適当と認める機関・団体

(会議の開催)

第4条 推進会議の開催は保健福祉部長が通知する。

2 保健福祉部長は、推進会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成機関等にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 推進会議の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

(議事進行)

第5条 推進会議の議事進行は保健福祉部障がい者支援担当局長（以下、「局長」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、局長は推進会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

(部会)

第6条 必要に応じ、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成機関は、局長が定める。

(庶務)

第7条 推進会議の開催に当たり必要な庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附則

この要綱は平成28年11月4日から施行する。

附則

この要綱は令和2年5月29日から施行する。

附則

この要綱は令和3年5月10日から施行する。

附則

この要綱は令和3年6月29日から施行する。

北海道アルコール健康障害対策推進会議構成機関

区 分	構 成 機 関 名
保健・医療・福祉関係機関	北海道医師会
	北海道精神科病院協会
	北海道精神神経科診療所協会
	北海道薬剤師会
	北海道看護協会
	北海道栄養士会
	北海道臨床心理士会
	北海道精神保健福祉士協会
	北海道精神保健協会
	北海道医療ソーシャルワーカー協会
	日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会北海道支部
	北海道保険者協議会
	北海道立精神保健福祉センター
	札幌こころのセンター
	北海道中央児童相談所
	依存症治療拠点機関
	北海道作業療法士会
	北海道産業保健総合支援センター
	札幌保護観察所
大学・研究機関	北海道大学大学院医学研究院神経病態学分野精神医学教室
	札幌医科大学医学部神経精神医学講座
	旭川医科大学医学部精神医学講座
	北海道アルコール保健医療と地域ネットワーク研究会
	北海道アルコール看護研究会
警察・消防機関	北海道警察本部
	全国消防長会北海道支部
教育関係機関	北海道教育委員会
当事者団体・回復施設	北海道断酒連合会
	札幌マック
	札幌マック女性共同作業所
	青十字サマリヤ会
酒類製造販売業関係団体	北海道小売酒販組合連合会
	北海道料理飲食業生活衛生同業組合